議案第68号

北本市手数料条例等の一部改正について

北本市手数料条例等の一部を次のように改正する。

令和元年11月27日 提出

北本市長 三 宮 幸 雄

北本市手数料条例等の一部を改正する条例

(北本市手数料条例の一部改正)

第1条 北本市手数料条例(平成12年条例第9号)の一部を次のよう に改正する。

第2条第1項第3号中「磁気ディスクをもって調製された戸籍に記録されている事項の全部若しくは一部を証明した書面」及び「戸籍に記録されている事項の全部若しくは一部の証明書」を「戸籍証明書」に改め、同項第5号中「磁気ディスクをもって調製された除かれた戸籍に記録されている事項の全部若しくは一部を証明した書面」及び「除かれた戸籍に記録されている事項の全部若しくは一部の証明書」を「除籍証明書」に改め、同項第53号から第70号まで及び第73号から第76号までの規定中「150円」を「300円」に改め、同項第77号及び第78号を次のように改める。

- 御 都市計画に関する証明 1件につき 300円
- (B) 住民基本台帳の一部の写しの閲覧簿の閲覧 1件につき 3, 600円

附則に次の1項を加える

5 当分の間、多機能端末(市の電子計算組織と通信回線により接続 された民間事業者が多種多様なサービスを提供する機能を有する端 末として設置するものをいう。)を利用する場合における住民票の 写しの交付及び印鑑登録に関する証明に係る手数料の金額について は、第2条第1項第63号及び第70号の規定にかかわらず、1件 につき150円とする。

(北本市市民交流プラザ設置及び管理条例の一部改正)

第2条 北本市市民交流プラザ設置及び管理条例(平成14年条例第1 1号)の一部を次のように改正する。

別表多目的ルーム1の項及び多目的ルーム2の項を次のように改める。

多目的ルーム1	750円	750円	750円	2,250円
多目的ルーム2	750円	750円	750円	2,250円

別表備考1及び備考3中「得た額」の次に「(その額に10円未満の端数があるときは、これを切り捨てた額)」を加える。

(北本市北本駅西口駅前多目的広場設置及び管理条例の一部改正)

第3条 北本市北本駅西口駅前多目的広場設置及び管理条例(平成24 年条例第21号)の一部を次のように改正する。

別表A区画の項中「1,000円」を「1,500円」に、「1,500円」を「3,000円」に改め、同表B区画の項中「500円」を「750円」に、「750円」を「1,500円」に改める。

附則

- 1 この条例は、令和2年4月1日から施行する。
- 2 第2条の規定による改正後の北本市市民交流プラザ設置及び管理条例の規定及び第3条の規定による改正後の北本市北本駅西口駅前多目的広場設置及び管理条例の規定は、この条例の施行の日以後に許可を受ける利用に係る使用料の額について適用し、同日前に許可を受けた利用に係る使用料の額については、なお従前の例による。